

発議第2号

救急搬送による選定療養費の徴収は、保育所や幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校及び福祉施設における場合は、柔軟な対応の検討を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、つくばみらい市議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和7年6月17日提出

つくばみらい市議会議長 鐘ヶ江 礼生奈 様

提出者 つくばみらい市議会議員 小林 芳子

提出者 つくばみらい市議会議員 中山 治

提出者 つくばみらい市議会議員 飯村 裕一

提案理由

福祉施設や教育現場では、苦痛や症状を的確に伝えられない、子どもや高齢者、障がい者もあり、救急車の要請が必要かどうかの判断が非常に難しく、職員や教員に判断の責任が重くのしかかっている。現場は常に多忙を極め、職員は限られた人員の中で、懸命に対応している状況下で、過度の責任や、負担がかかるような制度設計は、現場を更に逼迫させることにつながりかねない。

また、選定療養費を気にするあまり救急車の要請を躊躇してしまい、万一にも手遅れになることは絶対に避けなければならない。

県としては、引き続き、関係者で構成される検証会議において、運用に問題が生じていないかなどの検証していくとともに、救急医療機関の適正受診や救急車の適正利用、救急電話相談の活用について、県民への広報を実施しながら、本取組の適正な運用を図っていくとしている。

以上のことから、検証結果を踏まえて、柔軟な対応の検討を求める意見書を県に提出するものである。

救急搬送による選定療養費の徴収は、保育所や幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校及び福祉施設における場合は、柔軟な対応の検討を求める意見書（案）

茨城県では、2024年12月2日から、救急搬送された患者のうち、医師の判断により緊急性が認められなかった場合に、選定療養費を徴収する新たな運用が開始された。

その目的は、軽度な症状での安易な利用を抑制し、医療資源の適正化を図るとともに、地域の大病院が本来の機能を発揮できるようにするためであり、その趣旨には一定の理解を示すものである。

しかし、現ガイドライン下では、学校や福祉施設からの救急搬送も選定療養費の徴収対象となっており、苦痛や症状を的確に伝えられない子どもや高齢者、障がい者もいる中で、救急車の要請が必要かどうかの判断は難しく、職員や教員に判断の責任が重くのしかかっている。

2025年3月に検証結果が公表され、選定療養費の対象22病院での徴収状況は、運用開始から2月までの約3か月間で、徴収が行われた件数は940件であり、救急搬送件数に対する徴収率は、4.2%となっている。

この意見書を提出する背景には、地域社会の重要な基盤を支える学校施設及び福祉施設が日々直面している現実がある。

学校施設は、地域社会において、将来を担う児童・生徒が安心して学べる環境を提供する重要な役割を果たしている。学校施設において、子どもへの対応は、非常に繊細で、緊急性の判断の難しさとして、子どもの場合、症状が軽微に見えても急激に悪化する可能性がある。

また、福祉施設は、特に高齢者や障がいを持つ方々は、軽微な症状であっても迅速な医療対応が求められる状況に直面することがある。

このような現状、学校施設、福祉施設は命を守るための公的、社会的責任を担っているため、緊急性の判断は難しく、万が一のリスク回避のため、救急要請を選択せざるを得ない場合がある。

以上のことから、学校施設、福祉施設において、救急搬送を必要と判断する場合には、その状況に応じ、柔軟に対応することができるよう、以下の事項を要請する。

記

救急搬送による選定療養費の徴収において、保育所や幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校及び福祉施設における場合は、柔軟な対応を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年 月 日

茨城県つくばみらい市議会

（提出先）

茨城県知事